

高松市・塩江町合併協議会
第 1 3 回 会 議

附属資料

目 次

1	「商工・観光関係事業について」に関する資料（協議第4 2号資料）	1 ~ 2 1
2	「建設関係事業について」に関する資料（協議第4 3号資料）	2 2 ~ 4 0
3	「その他の事業（継続協議分）」に関する資料（協議第4 4 ~ 5 1号資料）	4 1 ~ 5 1
4	「その他の事業（新規提案分）」に関する資料（協議第5 4 ~ 5 6号資料）	5 2 ~ 5 6

協議第4 2号資料

「商工・観光関係事業について」に関する資料

中小企業指導団体等育成について	2
中小企業勤労者福祉制度について	3 ~ 5
企業誘致推進について	6
中小企業等融資制度について	7 ~ 8
計量検査事業について	9
高松テルサ運営事業について	10
観光振興計画について	11
地域指定について	12
観光イベント振興事業について	13 ~ 14
観光協会等の育成について	15 ~ 16
観光施設運営等事業について	17 ~ 19
競輪運営事業について	20
中央卸売市場運営事業について	21

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	中小企業指導団体等育成	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 中小企業指導団体補助	<p>中小企業振興条例第6条の指定による7団体に同施行例規則第4条により算定し、予算の範囲内で助成を行っている。</p> <p>高松商工会議所 高松市山田商工会 香川県中小企業団体中央会 高松市商店連盟 香川県漆器工業協同組合 高松たばこ販売協同組合 独立行政法人日本貿易振興機構香川貿易情報センター</p>	<p>塩江町商工業振興条例第3条の規定により塩江町商工会等へ補助金を支出している。</p> <p>塩江町商工会 15年度補助金額180万円 所在地 塩江町大字安原下第2号1645番地 会員数 121人 職員 4人 高松たばこ販売協同組合</p>
2 香川県中小小売商団体連合会補助	香川県中小小売商団体連合会の中小小売業者に対する振興業務に助成する。	該当なし。
3 高松生鮮三品連絡協議会共同事業補助	高松食肉事業、高松青果商業、高松鮮魚で構成する高松生鮮三品連絡協議会が開催する高松生鮮三品まつりに対して消費拡大と業界の振興のため助成する。	該当なし。
4 香川県生活衛生協会事業補助	香川県生活衛生協会に対して、生活衛生業者の知識向上、経営基盤の確立、労働力の確保等事業のため助成する。	該当なし。
5 高松職業安定協会補助	労働力確保対策や雇用促進事業を行っている高松職業安定協会に補助金を交付している。	該当なし。
6 審議会	<p>(名称) 高松市中小企業振興審議会 (委員構成) 学識経験者から10人以内</p>	<p>(名称) 塩江町商工業振興審議会 (委員構成) 町議会議員(4人)、商工会役員(4人)、学識経験者(4人)</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助対象及び補助内容が異なる。 ・審議会に差異がある。</p>

対 応 策
<p>・商工会については、速やかな統合を促す。 ・塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。 なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、適切な検討を行うものとする。 ・塩江町商工業振興審議会については、高松市中小企業振興審議会に統合するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業																																		
分類	中小企業勤労者福祉制度																																		
	現 況																																		
項目	高 松 市	塩 江 町																																	
1 目的	高松市中小企業勤労者福祉共済条例に基づき実施している。市内の中小企業の事業主と従業員が共同し、市が協力して個々の企業では実施が困難な福利厚生事業を行い、中小企業で働く従業員の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与する。	該当なし。																																	
2 加入対象	常時雇用する従業員の数が300人以下の中小企業で、市内に主たる事業所を有する事業主																																		
3 制度の仕組み	事業主がすべての従業員を被共済者として加入し、その者を対象に市が給付・貸付・福利の3事業を実施している。																																		
4 加入負担金	(入会金) 無料 (掛金) 従業員1人につき 500円/月 (ただし、事業主が2分の1を負担する。)																																		
5 加入状況	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>事業所(箇所)</th> <th>従業員数(数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>185</td> <td>1,546</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>125</td> <td>1,148</td> </tr> <tr> <td>卸小売業</td> <td>210</td> <td>1,869</td> </tr> <tr> <td>運輸通信業</td> <td>17</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>266</td> <td>2,921</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>803</td> <td>7,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年7月1日 現在)</p>	業種	事業所(箇所)	従業員数(数)	建設業	185	1,546	製造業	125	1,148	卸小売業	210	1,869	運輸通信業	17	279	サービス業	266	2,921	計	803	7,763	<p>(参考)</p> <p>塩江町全体の事業所数</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>卸小売業</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>186</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年7月1日 現在)</p>	建設業	25	製造業	34	卸小売業	78	サービス業	36	その他	13	計	186
業種	事業所(箇所)	従業員数(数)																																	
建設業	185	1,546																																	
製造業	125	1,148																																	
卸小売業	210	1,869																																	
運輸通信業	17	279																																	
サービス業	266	2,921																																	
計	803	7,763																																	
建設業	25																																		
製造業	34																																		
卸小売業	78																																		
サービス業	36																																		
その他	13																																		
計	186																																		

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業																																																					
分類	中小企業勤労者福祉制度																																																					
現 況																																																						
項目	高 松 市	塩 江 町																																																				
6 給付事業	<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結 婚 祝 金</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>出 産 祝 金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>小 中 学 校 入 学 祝 金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>死亡弔慰金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被 共 済 者</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>配 偶 者</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>1 親 等 の 血 族 の 者</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>傷病見舞金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務上 欠勤 30 日 以上</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>業務上 欠勤 90 日 以上</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>業務外 欠勤 30 日 以上</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>災 害 見 舞 金</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永年勤続慰労金</td> <td>被共済者期間 5年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被共済者期間 10年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被共済者期間 20年</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>勤 労 青 少 年 奨 学 金</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>技 能 修 得 奨 学 金</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">退職せんに別金</td> <td>被 共 済 者 期 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 年 以 上 5 年 未 満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>5 年 以 上 10 年 未 満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>10 年 以 上 15 年 未 満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>15 年 以 上 20 年 未 満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>20 年 以 上 25 年 未 満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>25 年 以 上</td> <td>120,000</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	給付金額	結 婚 祝 金	20,000	出 産 祝 金	10,000	小 中 学 校 入 学 祝 金	10,000	死亡弔慰金		被 共 済 者	100,000	配 偶 者	20,000	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000	傷病見舞金		業務上 欠勤 30 日 以上	20,000	業務上 欠勤 90 日 以上	50,000	業務外 欠勤 30 日 以上	10,000	災 害 見 舞 金	100,000	永年勤続慰労金	被共済者期間 5年	10,000	被共済者期間 10年	10,000	被共済者期間 20年	20,000	勤 労 青 少 年 奨 学 金	15,000	技 能 修 得 奨 学 金	5,000	退職せんに別金	被 共 済 者 期 間		3 年 以 上 5 年 未 満	5,000	5 年 以 上 10 年 未 満	10,000	10 年 以 上 15 年 未 満	30,000	15 年 以 上 20 年 未 満	50,000	20 年 以 上 25 年 未 満	100,000	25 年 以 上	120,000
種 類	給付金額																																																					
結 婚 祝 金	20,000																																																					
出 産 祝 金	10,000																																																					
小 中 学 校 入 学 祝 金	10,000																																																					
死亡弔慰金																																																						
被 共 済 者	100,000																																																					
配 偶 者	20,000																																																					
1 親 等 の 血 族 の 者	10,000																																																					
傷病見舞金																																																						
業務上 欠勤 30 日 以上	20,000																																																					
業務上 欠勤 90 日 以上	50,000																																																					
業務外 欠勤 30 日 以上	10,000																																																					
災 害 見 舞 金	100,000																																																					
永年勤続慰労金	被共済者期間 5年	10,000																																																				
	被共済者期間 10年	10,000																																																				
	被共済者期間 20年	20,000																																																				
勤 労 青 少 年 奨 学 金	15,000																																																					
技 能 修 得 奨 学 金	5,000																																																					
退職せんに別金	被 共 済 者 期 間																																																					
	3 年 以 上 5 年 未 満	5,000																																																				
	5 年 以 上 10 年 未 満	10,000																																																				
	10 年 以 上 15 年 未 満	30,000																																																				
	15 年 以 上 20 年 未 満	50,000																																																				
	20 年 以 上 25 年 未 満	100,000																																																				
25 年 以 上	120,000																																																					

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業															
分 類	中小企業勤労者福祉制度																		
現 況																			
項 目	高 松 市		塩 江 町																
7 貸付事業	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>普通貸付</td> <td>特別貸付</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>生活資金</td> <td>住宅資金</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円</td> <td>勤続5年以 上:600万円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>3.6%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>60か月以内</td> <td>240か月以内</td> </tr> </table>		名称	普通貸付	特別貸付	資金使途	生活資金	住宅資金	限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以 上:600万円	利率	3.6%	3.0%	償還期間	60か月以内	240か月以内		
名称	普通貸付	特別貸付																	
資金使途	生活資金	住宅資金																	
限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以 上:600万円																	
利率	3.6%	3.0%																	
償還期間	60か月以内	240か月以内																	
8 福利事業	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>事 業 内 容</td> </tr> <tr> <td>旅行事業</td> <td>日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)</td> </tr> <tr> <td>文化教養事業</td> <td>ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レジャー事業</td> <td>ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等</td> </tr> <tr> <td>各種割引・助成制度</td> <td>プール、テニスコート、トレーニング室、 オレソバパーク、スケート場、県民 ホール公演、塩江温泉入湯 所、映画館、人間ドック受診、旅 行者ハック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ用具等貸出事業</td> <td>ソフトボール用具、キャンプ用具</td> </tr> </table>		事業名	事 業 内 容	旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)	文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等	スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等	各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、 オレソバパーク、スケート場、県民 ホール公演、塩江温泉入湯 所、映画館、人間ドック受診、旅 行者ハック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等	スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具					
事業名	事 業 内 容																		
旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)																		
文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等																		
スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等																		
各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、 オレソバパーク、スケート場、県民 ホール公演、塩江温泉入湯 所、映画館、人間ドック受診、旅 行者ハック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等																		
スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具																		
問 題 点 ・ 課 題																			
対 応 策																			
調 整 案																			

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	企業誘致推進	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 条例名	高松市先端技術工場等立地促進条例	塩江町工場等立地促進条例
2 目的	先端技術工場、高度情報処理事業所及び試験研究施設の立地を促進し、産業の高度化及び活性化ならびに雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。	町内に工業又は施設を設置する企業に対して援助あっせん又は便宜を供与することによって工場等の立地を促進し、町の発展と雇用の機会の拡大を図ることを目的とする。
3 対象業種 (助成企業の指定)	環境保全について適切な措置が講ぜられ、市民生活の安定向上に寄与すると認められる先端技術工場、高度情報処理事業所、試験研究施設を設置・増設する企業であること。	次に掲げる要件に該当する企業から環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該企業の設置が住民生活の安定工場に寄与すると認められるときに町長が指定する。 工業：製造加工業、施設：サービス業(ゴルフ、テニス、遊園地など)
4 交付条件	条例で定める 1 延べ面積 2 投下固定資産額 3 常用雇用者 の条件を満たすものであること。	1 工場等の措置に伴い常時使用する従業員のうち塩江町に住所を有するものが規則で定める数以上であること 2 工場等が関係法令の基準に適合するものであること 3 その他規則で定める企業であること
5 奨励内容	1 先端技術工場 = 1工場につき1億円 2 高度情報処理事業所 = 1事業所当たり5,000万円 3 試験研究施設 = 1施設当たり5,000万円 を限度額として補助を行う。	固定資産税額の4分の1の範囲内で規則で定めるところにより算出した額4ヵ年以内交付

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
制度の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類		中小企業等融資制度			
		現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 審査委員会	該当なし。	(名称) 塩江町中小企業融資審査委員会 (目的) 融資上必要な事項を調査し、その可否を審査する。 (委員構成) 商工会代表 2人 特定金融機関代表 2人 議会代表 2人		・高松市では、審査委員会がない。 ・中小企業融資の内容に差異がある。 ・塩江町では、中小企業公害防止施設整備資金融資、同和対策小規模企業融資及び中小企業団体等融資を実施していない。	
2 中小企業融資	中小企業融資規程に基づき事業資金を融資し、育成振興を目的とする。 【小口資金】 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 700万円以内 【特別小口資金】 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内 【開業資金】 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内	塩江町中小企業融資条例及び中小企業融資資金委員会規程等に基づき、中小企業者への融資の円滑を図り、事業資金の供給を目的として行う。県協調融資で、保証協会に500万円を預託している。 [資金用途] 運転資金・設備資金 [融資金額] 500万円以内		対 応 策 高松市の制度に統一する。	
3 中小企業公害防止施設整備資金融資	中小企業公害防止施設整備資金融資規程に基づき資金融資をする。 (資金用途) 1. 公害防止施設の設置または改善資金 2. 移転資金(用地費は除く) (融資金額) 1,000万円以内	該当なし。		調 整 案 高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	中小企業等融資制度			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 同和対策小規模企業融資	同和対策小規模企業融資規程に基づき事業資金等を融資し、育成振興を目的とする。 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 運転資金 400万円以内 設備資金 450万円以内 設備近代化資金 700万円以内 開業資金 350万円以内	該当なし。		
5 中小企業団体等融資	中小企業団体等融資対策資金制度要綱に基づき事業協同組合に対し、資金融資し、育成振興を目的 (資金用途) 運転資金 (融資金額) 500万円以内	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	計量検査事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 特定計量器定期検査事業	<p>1 検査時期 一般のはかり等は偶数年度の10～11月に西地区、奇数年度の10～11月に東地区で実施。1t超の大型はかりは、全市域、偶数年度7月に実施。</p> <p>2 検査件数等 西地区 538件 1,757台 東地区 445件 1,598台 大型はかり 6件 18台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場 地区公民館(駐車場を確保できない一部市街地では小学校・公園を使用)。</p>	<p>(参考)</p> <p>1 検査時期 一般のはかり等は2年に1回4月に実施。大型はかりについては、検定所が立ち入りで実施。</p> <p>2 検査件数等 一般はかり等 41件 67台 大型はかり 3件 4台 (H14年度実績)</p> <p>3 検査会場 役場本庁及び塩江・上西支所</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に差異がある。 ・合併した場合、塩江町における検査会場を検討する必要がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・塩江町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 商工・観光関係事業	
分類	高松テルサ運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 施設概要	<p>(名称) 高松テルサ(勤労者等に対して文化、教養、研修、スポーツ等の場を提供し、もってその福祉の増進に寄与する。) 開館日 平成5年8月1日</p> <p>(所在地) 高松市屋島西町字新浜2366番地1</p> <p>(建物構造) 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建</p> <p>(敷地面積) 11,467.86㎡ (建築面積) 4,170.02㎡ (延床面積) 10,993.83㎡</p> <p>テルサ = 「都市」の「勤労者」のための「リラックス」と「リフレッシュ」を目的とした「出会いの広がる」「アメニティ」の意味</p> <p>(施設内用) ・ホール (固定席506席・車いす席5) ・会議室(6)、文化教養室(4)、研修・視聴覚室(4) ・トレーニング・エクササイズ室(2) ・展示ホール ・宿泊室(洋室 = シングル11室、ツイン8室) (和室 = 4室)</p> <p>(駐車場) ・鉄骨造り2階建て(2層3段自走式) ・230台収容</p> <p>(管理運営) ・財団法人高松勤労者総合福祉振興協会へ委託</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光振興計画	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	21世紀における本市のあるべき姿を展望し、観光振興施策の方向を明らかにする。	該当なし。
2 策定年度	平成10年11月	
3 計画期間	平成10年度 ~ 平成22年度	
4 内容	策定の趣旨 我が国の観光を取り巻く現状 観光の現状と課題 観光振興計画 計画推進の在り方	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
塩江町では、観光振興計画を策定していない。

対 応 策
観光振興計画については、合併後速やかに、塩江町地域を含めた計画に見直すものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	地域指定			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 国民保養温泉地	該当なし。	(名称) 塩江温泉郷 (区域) 塩江温泉郷地区及びその周辺(928 ha) (指定年月日) 平成14年3月29日 (趣旨) 温泉法第25条の規定に基づいて、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として、環境大臣の指定を受けた。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			塩江温泉郷の国民保養温泉地指定については、高松市に引き継ぐものとする。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光イベント振興事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 事業の内容	<p>【さぬき高松まつり】 (内容) 市最大のまつりであるさぬき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松まつり振興会 (開催時期) 8月12日～14日</p> <p>【高松秋のまつり大名行列】 (内容) 高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松秋のまつり大名行列推進委員会 (開催時期) 10月の第3土、日曜日</p> <p>【高松冬のまつり】 (内容) クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行い、中央公園では、ステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松冬のまつり実行委員会 (開催時期) 12月下旬</p>	<p>【さくらまつり】 (内容) イベント広場をメイン会場に、ステージイベントや温泉スタンプラリーなどを行っており、塩江町観光協会に対して、補助金を支出している。また、夜桜見物客のために開花前にぼんぼりの設置も行っている。 (実施主体) 塩江町観光協会 (開催時期) 4月上旬の日曜日</p> <p>【ホテルまつり】 (内容) 塩江町のシンボルであるホテルの鑑賞を中心としたお祭りで、塩江町観光協会に対して、補助金を支出するとともに、ホテルの保護団体である温知会や商工会青年部と連携をとりながら事業を行っている。 (実施主体) 塩江町観光協会 (開催時期) 6月の第2土曜日</p> <p>【温泉まつり】 (内容) 塩江町最大のまつりである温泉まつりを行う塩江町観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 塩江町観光協会 (開催時期) 8月下旬の土曜日</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・開催事業に差異がある。 ・実施主体に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光イベント振興事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
	<p>【桃太郎まつり】 (内容) 鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 鬼無観光協会 (開催時期) 3月下旬の日曜日</p>	<p>【もみじまつり】 (内容) 町内5会場において、野菜や秋の味覚の直売、イベント広場でのパザー等を行っており、塩江町観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 塩江町観光協会 (開催時期) 11月中旬の日曜日</p> <p>【塩江温泉感謝祭】 (内容) 日頃のご愛顧を感謝し、感謝祭を行う塩江温泉感謝祭実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 塩江温泉感謝祭実行委員会 (開催時期) 10月下旬の土曜日～11月中旬の日曜日</p> <p>【竜王山山開き】 (内容) 毎年7月初旬に開催しており、夏山の安全を祈願するため、地元自治会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 地元自治会 (開催時期) 7月1日</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部会名	産 業										
分 類	観光協会等の育成													
	現 況													
項 目	高 松 市	塩 江 町												
1 観光協会等	<p>(財)高松観光コンベンション・ビューロー (事業内容) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援 観光客等の誘致及び受け入れ 観光及びコンベンションの広報及び宣伝 観光及びコンベンションの調査及び企画 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供 (補助金額) 92,735,237円</p>	<p>塩江町観光協会 (事業内容) 塩江4大まつりの開催、その他塩江町の観光振興に資する事業を行っている。</p> <p style="text-align: center;">参考</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>開催事業</th> <th>町からの補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さくらまつり</td> <td>780,000円</td> </tr> <tr> <td>ホテルまつり</td> <td>970,000円</td> </tr> <tr> <td>温泉まつり</td> <td>8,500,000円</td> </tr> <tr> <td>もみじまつり</td> <td>820,000円</td> </tr> </tbody> </table>	開催事業	町からの補助額	さくらまつり	780,000円	ホテルまつり	970,000円	温泉まつり	8,500,000円	もみじまつり	820,000円		<p style="text-align: center;">問 題 点 ・ 課 題</p> <p>・塩江町には、地区観光協会がない。 ・高松市では、観光関連団体補助を実施していない。</p>
開催事業	町からの補助額													
さくらまつり	780,000円													
ホテルまつり	970,000円													
温泉まつり	8,500,000円													
もみじまつり	820,000円													
2 地区観光協会等	<p>各地区の観光協会の年間事業に対して、補助金を支出している。 (補助金の支出先) 鬼ヶ島観光協会 香西観光協会 屋島山上観光協会 網敷観光協会 弦打観光協会 鬼無観光協会 仏生山観光協会 男木島観光協会 三谷観光協会 山田地区観光協会 (補助金額) 各地区観光協会への運営事務補助として、年180,000円を支出。ただし、屋島山上観光協会へは、年775,000円を支出。</p>	<p>該当なし。</p>		<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <p>・塩江町観光協会については、高松市の地区観光協会として取り扱うものとする。 ・塩江町観光協会への補助額等については、その事業内容等を踏まえ、合併時まで調整する。 ・塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。</p>										
				<p style="text-align: center;">調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。 塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。</p>										

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光協会等の育成			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 観光関連団体 補助	該当なし。	<p>【温知会】 塩江町が保有する施設において、ホテル保護団体(温知会)が行うゲンジホテルの繁殖用水路の管理と養殖事業に対して、補助金を支出している。 (補助金額) 200,000円</p> <p>【竹細工同好会】 塩江町の名産である竹を使い、特産品として生産販売をしている竹細工同好会に対して、活動補助金を支出している。 (補助金額) 81,000円</p> <p>【菊友会】 塩江町の菊友会が開催する菊の展示会に対して、補助金を支出している。 (補助金額) 40,000円</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光施設運営等事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 温泉等施設	該当なし。	<p>【行基の湯】 (所在地) 塩江町大字安原上東 (施設概要) ・浴場棟 ・茶房棟 ・製造体験工房 ・障害者専用風呂 ・便所棟 ・休憩棟 (営業時間) 午前10時～午後10時 (入浴料金) {町内大人} 310円 {町内子ども} 160円 {町外大人} 420円(内、入湯税 100円) {町外子ども} 210円 (運営形態) 直営:浴場棟・障害者専用風呂 委託:茶房棟・製造体験工房・便所棟・休憩棟</p> <p>【自然休養村総合地域施設】 (所在地) 塩江町大字安原上東 (施設概要) ・研修室 ・会議室 ・食堂 ・宿泊部屋(6部屋) (料金) {宿泊} 3,150円～3,670円 {研修室} 6,300円～8,400円 {会議室} 2,100円～4,720円 (運営形態) 直営</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・高松市には、温泉等施設、温泉水配水施設、物産品等展示販売施設及びイベント広場がない。 ・観光案内所の管理運営方法に差異がある。</p>

対 応 策
<p>・塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとし、施設の運営形態等については、合併時まで調整を行うものとする。 ・塩江町の観光案内所の管理運営方法については、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとする。 塩江町の観光案内所の管理運営方法については、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光施設運営等事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
2 温泉水配水施設	該当なし。	<p>(施設概要) 奥の湯温泉1号井(昭和48年整備) (配管延長 6.5 km) 奥の湯温泉2号井(平成11年整備) (配管延長 6.5 km)</p> <p>(配水先) [奥の湯温泉1号井] ・老人福祉センター、塩江病院ほか [奥の湯温泉2号井] ・行基の湯、自然休養村総合地域施設ほか</p> <p>(使用料) ・自動販売機温泉水:100ℓ当たり 50円 ・配管温泉水:分譲契約によって異なる。</p> <p>(管理) 塩江町が管理</p>	問 題 点 ・ 課 題	
3 物産品等展示販売施設	該当なし。	<p>(名称) 塩江町観光物産センター</p> <p>(所在地) 塩江町大字安原上東</p> <p>(施設概要) 道の駅しおのえに隣接し、特産品の展示販売を行っている。</p> <p>(運営形態) 第3セクターへ委託〔(有)湯遊しおのえ〕</p>	対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光施設運営等事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
4 観光案内所	<p>(概要) JR高松駅前のインフォメーションプラザにおいて、観光案内及び宿泊案内を行っている。</p> <p>(所在地) 高松市浜ノ町1番16号</p> <p>(運営形態) 委託</p> <p>(委託先) 〔観光案内〕 (財)高松観光コンベンション・ビューロー</p> <p>(委託料) 3,118,026円</p>	<p>(概要) 塩江町観光物産センターに隣接している観光宿泊案内所において、観光案内を行っている。 なお、運営に対して、補助金を支出している。</p> <p>(所在地) 塩江町大字安原上東</p> <p>(運営) 塩江温泉旅館飲食協同組合</p> <p>(補助金額) 500,000円</p>		問 題 点 ・ 課 題
5 イベント広場	該当なし。	<p>(名称) 自然休養村センター前広場</p> <p>(所在地) 塩江町大字安原上東</p> <p>(施設概要) ・野外ステージ ・イベント広場 ・ゲートボール場 ・駐車場</p> <p>(敷地) 民間からの借地であり、使用料を支払っている。</p> <p>(管理) 塩江町が管理</p>		対 応 策
				調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	競輪運営事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設概要	(名称) 高松競輪場 (敷地面積) 86,342.31㎡ (競走路) 1周 400m (収容人員) 14,226人 ・中央スタンド1階 3,003人 ・中央スタンド2階 918人 ・西スタンド 8,175人 ・北スタンド 2,130人 (投票及び払戻関係) 投票所数 7か所(窓数 159).....最大 払戻所数 6か所(窓数 27).....最大	該当なし。		
2 開催日数	15年度実績 246日 (内訳) 本場開催日数 70日 場外開催日数 ・観音寺競輪 70日 ・その他の競輪 106日			
			調 整 案 高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	中央卸売市場運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 施設	<p>(名称) 高松市中央卸売市場(管理棟・青果棟・水産物棟・加工水産物等棟・花きなど) (土地) 延べ:79,526㎡ (建物) ・ 管理棟 2,455㎡・青果棟 16,457㎡ ・ 水産物棟 11,731㎡・加工水産物棟等 6,860㎡ ・ 花き棟 3,306㎡ (概要) 中央卸売市場は、野菜、果実、魚類、花き等の生鮮食料品の卸売のため開設される市場であって、卸売場、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設け開場している施設</p>	該当なし。
2 事業	<p>(業務) 卸売市場法、高松市中央卸売市場業務条例及び同施行規則等に基づいて、施設の維持・管理と業務の許認可をはじめ、適正な取引が行われるよう指導・監督する。 (業者数) ・ 青果部 卸業者 2・仲卸業者 18・売買参加者 84 ・ 水産物部 卸業者 2・仲卸業者 16・売買参加者 118 ・ 花き部 卸業者 1・仲卸業者 1・売買参加者 173 ・ 関連事業者 第1種関連事業者 6・第2種関連事業者 32</p>	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 策
高松市の制度を適用する。

協議第43号資料

「建設関係事業について」に関する資料

用途地域について	23
屋外広告物規制について	24
建築指導について	25 ~ 27
開発指導について	28 ~ 29
建築物等検査について	30 ~ 31
確認申請審査について	32
市・町道路等について	33
道路維持管理について	34
道路愛護団体について	35
急傾斜地崩壊対策事業について	36
水防対策について	37
市・町営住宅について	38 ~ 39
特定優良賃貸住宅制度について	40

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業																																																																																		
分類	用途地域																																																																																		
現 況																																																																																			
項目	高 松 市		塩 江 町																																																																																
1 概要	<p>平成16年5月17日に、線引き(市街化区域と市街化調整区域の区分)廃止と併せ、高松広域都市計画区域(高松市、牟礼町、三木町、香川町、香南町、国分寺町、綾南町)に再編した。この再編により、高松市の都市計画区域は、島嶼部と山田地区の4町(西・東植田町、菅沢町、池田町)を除く、16,195haが都市計画区域となった。</p> <p>このうち、旧市街化区域(4,754ha)については、良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途や容積率・建蔽率・高さなどの形態を誘導する用途地域を指定している。</p>		該当なし。																																																																																
2 種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>面積 (ha)</th> <th>容積率 (%)</th> <th>建ぺい率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種低層住宅専用地域</td> <td>4.2</td> <td>60以下</td> <td>40以下</td> </tr> <tr> <td>22.2</td> <td>80 "</td> <td>50 "</td> </tr> <tr> <td>381.1</td> <td>100 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td>83.8</td> <td>150 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>718.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>316.6</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>903.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>286.1</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>35.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近隣商業地域</td> <td>86.5</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>274.2</td> <td>300 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">商業地域</td> <td>1.2</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>140.9</td> <td>400 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>55.7</td> <td>500 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>3.6</td> <td>600 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>1.7</td> <td>700 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>7.5</td> <td>800 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>863.2</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>144.5</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>155.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,754</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	第一種低層住宅専用地域	4.2	60以下	40以下	22.2	80 "	50 "	381.1	100 "	60 "	第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "	第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "	第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "	第一種住居地域	903.4	200 "	60 "	第二種住居地域	286.1	200 "	60 "	準住居地域	35.4	200 "	60 "	近隣商業地域	86.5	200 "	80 "	274.2	300 "	80 "	商業地域	1.2	200 "	80 "	140.9	400 "	80 "	55.7	500 "	80 "	3.6	600 "	80 "	1.7	700 "	80 "	7.5	800 "	80 "	準工業地域	863.2	200 "	60 "	工業地域	144.5	200 "	60 "	工業専用地域	155.8	200 "	60 "	合 計	4,754			
種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)																																																																																
第一種低層住宅専用地域	4.2	60以下	40以下																																																																																
	22.2	80 "	50 "																																																																																
	381.1	100 "	60 "																																																																																
第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "																																																																																
第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "																																																																																
第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "																																																																																
第一種住居地域	903.4	200 "	60 "																																																																																
第二種住居地域	286.1	200 "	60 "																																																																																
準住居地域	35.4	200 "	60 "																																																																																
近隣商業地域	86.5	200 "	80 "																																																																																
	274.2	300 "	80 "																																																																																
商業地域	1.2	200 "	80 "																																																																																
	140.9	400 "	80 "																																																																																
	55.7	500 "	80 "																																																																																
	3.6	600 "	80 "																																																																																
	1.7	700 "	80 "																																																																																
	7.5	800 "	80 "																																																																																
準工業地域	863.2	200 "	60 "																																																																																
工業地域	144.5	200 "	60 "																																																																																
工業専用地域	155.8	200 "	60 "																																																																																
合 計	4,754																																																																																		

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	屋外広告物規制	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 概要	高松市屋外広告物条例に基づき、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の許可等の規制事務を行っている。	
3 屋外広告物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・張り紙 ・屋上広告 ・消火栓標識添加 ・バス停標識表示 ・電柱(巻付) ・電柱(添加) ・突き出し広告 ・壁面広告 ・野立(広告板) ・野立(広告塔) 	

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 16 建設関係事業		部 会 名	都市開発
分 類		建築指導		問 題 点 ・ 課 題	
現 況				対 応 策	
項 目	高 松 市	塩 江 町	調 整 案		
1 建築審査会の設置	(実施機関) 特定行政庁()として、高松市が実施 (設置日) 昭和46年4月1日 (委員数) 7名 (内容) ・建築基準法第94条第1項の審査請求に対する採決についての議決 ・特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項の調査・審議 ・建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	・実施機関に差異がある。 ・塩江町では、建築紛争調整委員を設置していない。 ・塩江町では、狭あい道路拡幅整備を実施していない。		
2 建築紛争調整委員の設置	(設置日) 平成9年3月27日 (内容) 「高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱」に基づき、紛争当事者が自主的な解決のための努力をしたにもかかわらず合意に至らなかったものについて、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときに紛争解決のための調停に関する事項について調査審議を行う。	該当なし。	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。		
3 各関係法に係る指導	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)、建築物の耐震改修の促進に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、指導を行っている。	(実施機関) 香川県において同様の業務を実施	高松市の制度を適用する。		

特定行政庁とは、建築基準法において、独立の行政機関の性格を有する建築主事を置く地方公共団体の長を指す。人口25万人以上の市及び建築主事を置くその他の市町村の区域については、当該自治体の長が、また、建築主事を置かない市町村の区域については、都道府県知事がこれに該当する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	建築指導	
	現 況	
項目	高 松 市	高 塩 江 町
4 違法建築等の指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 違反建築物の防止のため、建築監視員によるパトロールを行っている。 ・違反建築物に対する使用禁止、使用制限、是正、勧告、命令措置 ・毎年10月には高松市内一斉公開パトロールを実施</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
5 道路の相談指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築基準法第42条の道路の定義に基づく調査位置付けを行うとともに、同条第2項に規定される幅員4m未満の道路について、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、狭あい拡幅整備の協力を求めている。また、同法第44条関係の例外許可については、一定の基準を確保しているものについて建築基準法の道路位置付けを行っている。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
6 特殊建築物等の防災指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 不特定多数の人が利用する特殊建築物の安全性の確保と適正な維持管理を図り、事故の発生を未然に防止するため、建築物の所有者、管理者に対し、防災指導を実施している。(年3回建築物防災週間時に立ち入り調査を実施)</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	都市開発
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	建築指導	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
7 建築許可事務	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・建築基準法第43条に規定される敷地と道路の間に水路、空地がある場合等の例外許可 ・建築基準法の建築制限の例外許可	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
8 狭あい道路拡幅整備(補助)	(内容) 高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築基準法第42条第2項に規定される幅員4m未満の道路を、市民の理解と協力の下に、狭あい道路拡幅整備を促進し、良好な住環境を確保している。 (・後退に係る測量、分筆・所有権移転、登記費用の助成・後退部分の門、塀などの撤・移転費用の一部を助成)	該当なし。
9 かけ地近接等危険住宅移転事業	(内容) かけ地の崩壊の危険が著しい区域に建っている住宅(昭和49年以前に建築された住宅に限る。)の安全な場所への移転を促進するため、危険住宅の除去などと新たに建設・購入する経費に補助金を交付する。	高松市と同じ。
10 その他建築に関する指導	高松市建築基準法施行条例、高松市建築基準法施行細則、高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱、高松市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱、高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築に関する指導を行っている。	該当なし。

部 会 名	都市開発
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部 会 名	都市開発
分 類	開発指導			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 開発審査会の設置	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (設置日) 平成12年4月1日 (委員数) 5名 (内容) 都市計画法第81条第1項の規定に基づく監督処分不服のある者からの審査請求について、その採決を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		実施機関に差異がある。
2 開発指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第33条の開発許可の基準及び高松市開発指導要綱や運用基準並びに香川県開発許可の手引き等の規定に基づき、開発指導を行っている。 (対象面積) ・都市計画区域 1,000㎡以上 ・都市計画区域外 1ha以上	(実施機関等) 香川県において、1ha以上の開発について、同様の業務を実施している。 なお、1,000㎡以上1ha未満の開発については塩江町の土地開発指導要綱にて対応している。		対 応 策
				高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。
3 開発行為等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第29条の規定に基づく一定規模以上の開発行為に対する開発許可制度 平成15年度実績 156件	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		調 整 案
				高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部 会 名	都市開発
分 類	開発指導			
	現 況			
項 目	高 松 市	高 塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 優良宅地認定	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 租税特別措置法に基づく土地譲渡に対する重課の適用除外、長期譲渡所得等に対する課税の軽減を受けるための優良宅地の認定制度 平成15年度実績 0件	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
5 道路位置指定	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 建築基準法第42条の規定に基づき、利害関係人からの申請により、特定行政庁が、道を建築基準法上の道路として認める処分 平成15年度実績 13件	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
			対 応 策	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	建築物等検査	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 建築物の検査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・中間検査は木造建築物の建築基準法による中間検査と公庫融資の現場審査があり、建物の安全性確保のため軸組みを緊結した状況の検査を実施している。 ・完了検査は建築基準法による完了検査と公庫融資の竣工検査があり、建築物の一般規定、構造規定、防火区画、避難規定、排煙規定、非常用照明、内装、建築設備等の検査を実施している。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 工作物の検査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等の構造上・防火上の検査	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 建築設備の検査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 建築物内のエレベーター、エスカレーター等の防火上・避難上の検査	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	都市開発
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築物等検査			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 仮設建築物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設建築物 仮設興行場、仮設店舗等(建築工事施工のため、既存建築物に替わる建築物)の防火上、避難上の検査 ・仮使用建築物 建築物の増築、改築、大規模の修繕もしくは模様替の工事における廊下・階段等の避難施設、消化施設、非常用照明装置、非常用昇降機、防火区画等の安全・防火・非難上安全上の検査 	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部 会 名	都市開発
分 類	確認申請審査			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 建築確認申請 審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(申請物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築物)審査 ・法律相談及び指導等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	実施機関に差異がある。	
2 工作物確認申 請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(工作物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(工作物)審査 ・法律相談及び指導等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
3 建築設備確認 申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(建築設備)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築設備)審査 ・法律相談及び指導等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
4 関係法等に関 する審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・住宅金融公庫の設計審査 ・建設リサイクル法届出書の審査 ・福祉の街づくり条例届出書の審査 ・法律相談及び指導(建築基準関係規定、建築士 法、ハートビル法、建築リサイクル法、香川県福祉の まちづくり条例、住宅金融公庫法等)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
			対 応 策	
			高松市の制度を適用するとともに、実施機 関を香川県から高松市へ移行する。	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業																																																					
分類	市・町道路等																																																					
	現			況																																																		
項目	高 松 市			塩 江 町																																																		
1 道路状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">舗装率 (%)</th> </tr> <tr> <th>舗装済</th> <th>砂利道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>31,732</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>223,897</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>1,571,653</td> <td>97,326</td> <td>94.2</td> </tr> </tbody> </table>			区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国道	31,732	0	100.0	県道	223,897	0	100.0	市道	1,571,653	97,326	94.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">舗装率 (%)</th> </tr> <tr> <th>舗装済</th> <th>砂利道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>12,269.7</td> <td></td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>44,852.0</td> <td></td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>町道</td> <td>106,754.3</td> <td>140.7</td> <td>99.86</td> </tr> </tbody> </table>			区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国道	12,269.7		100.0	県道	44,852.0		100.0	町道	106,754.3	140.7	99.86												
区分	延長(m)		舗装率 (%)																																																			
	舗装済	砂利道																																																				
国道	31,732	0	100.0																																																			
県道	223,897	0	100.0																																																			
市道	1,571,653	97,326	94.2																																																			
区分	延長(m)		舗装率 (%)																																																			
	舗装済	砂利道																																																				
国道	12,269.7		100.0																																																			
県道	44,852.0		100.0																																																			
町道	106,754.3	140.7	99.86																																																			
2 市・町道延長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幅 員</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m未満</td> <td>251,784</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上 6.5m未満</td> <td>1,205,848</td> </tr> <tr> <td>6.5m以上 8.5m未満</td> <td>103,402</td> </tr> <tr> <td>8.5m以上</td> <td>107,955</td> </tr> </tbody> </table>			幅 員	実延長(m)	2.5m未満	251,784	2.5m以上 6.5m未満	1,205,848	6.5m以上 8.5m未満	103,402	8.5m以上	107,955	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幅 員</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m未満</td> <td>4,021</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上 6.5m未満</td> <td>96,244</td> </tr> <tr> <td>6.5m以上 8.5m未満</td> <td>6,033</td> </tr> <tr> <td>8.5m以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			幅 員	実延長(m)	2.5m未満	4,021	2.5m以上 6.5m未満	96,244	6.5m以上 8.5m未満	6,033	8.5m以上																													
幅 員	実延長(m)																																																					
2.5m未満	251,784																																																					
2.5m以上 6.5m未満	1,205,848																																																					
6.5m以上 8.5m未満	103,402																																																					
8.5m以上	107,955																																																					
幅 員	実延長(m)																																																					
2.5m未満	4,021																																																					
2.5m以上 6.5m未満	96,244																																																					
6.5m以上 8.5m未満	6,033																																																					
8.5m以上																																																						
3 市・町・管理橋梁	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>橋数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>22</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>4</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>1,037</td> <td>4,104</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>103</td> <td>3,223</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td>8</td> <td>1,664</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		橋数	延長(m)	非永久橋	15m未満	22	64	15m以上100m未満	4	88	100m以上			永久橋	15m未満	1,037	4,104	15m以上100m未満	103	3,223	100m以上	8	1,664	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>橋数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非永久橋</td> <td>15m未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>35</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>14</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区 分		橋数	延長(m)	非永久橋	15m未満			15m以上100m未満			100m以上			永久橋	15m未満	35	192	15m以上100m未満	14	405	100m以上		
区 分		橋数	延長(m)																																																			
非永久橋	15m未満	22	64																																																			
	15m以上100m未満	4	88																																																			
	100m以上																																																					
永久橋	15m未満	1,037	4,104																																																			
	15m以上100m未満	103	3,223																																																			
	100m以上	8	1,664																																																			
区 分		橋数	延長(m)																																																			
非永久橋	15m未満																																																					
	15m以上100m未満																																																					
	100m以上																																																					
永久橋	15m未満	35	192																																																			
	15m以上100m未満	14	405																																																			
	100m以上																																																					
4 認定基準	市道認定基準要綱を定めている。			該当なし。																																																		

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
塩江町においては、道路認定基準を定めていない。

対 応 策
高松市の市道認定基準を適用する。 塩江町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 塩江町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	道路維持管理	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 修繕	市道の路側・側溝・雨水桝などの道路施設や舗装・暗渠等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。
2 補修	市道上の陥没、路面のひび割れなどについて、現状での機能回復を原則として、簡易なものは現場事務所や本庁職員による原材料(常温合材、グレーチング、凍結防止剤)で対応している。また、根本的に補修を要する場合は、業者発注により実施している。 路面凍結防止剤を市内2箇所の公共の場所へ置き、地区住民において対応している。	高松市と同じ。
3 清掃	市内の主要幹線道路(1級・2級) について、道路路面・雨水桝・側溝・暗渠清掃・地下道ポンプ井等の清掃を業務委託、その他道路については、地元等の通報により業務委託で実施している。 また、草刈について、県管理河川堤防の道路や、山間部で人家がなく、見通しが悪く交通安全上危険な箇所は業務委託で実施している。	高松市と同じ。
4 交通安全施設修繕	交通安全施設であるカーブミラー・防護柵・道路標識・区画線・交差点案内標識・視線誘導標識等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	道路愛護団体	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 名称	たかまつマイロード	塩江町道路愛護会
2 組織	(団体数) 13道路愛護団体 (活動) 市道周辺の自治会等の団体が、道路の清掃・緑化活動などを、地域住民と協働して道路の維持管理や美化活動を実施している。	(団体数) 37道路愛護会 (活動) 高松市と同じ。
3 支援	たかまつマイロード実施要領に基づき、各道路愛護団体へ清掃用具を支給するとともに、清掃に伴う傷害保険への加入費用を負担している。	塩江町道路愛護補助金交付要綱に基づき、自治会等の道路愛護団体へ補助金を交付するとともに町道草刈保険に加入している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
支援の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	急傾斜地崩壊対策事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 対象	急傾斜地の崩壊によるおそれのある集落で、移転適地がなく、かつ、工事費が至大で、土地の所有者等において崩壊防止工事を施工することが著しく困難、または不適切と認められるもので、香川県急傾斜地崩壊防止対策事業県費補助要綱の採択基準を満たすもの。	高松市と同じ。
2 区域の指定	(指定区域数) 18地区 (指定区域面積) 20.08 ha	(指定区域数) 5地区 (指定区域面積) 9.82 ha
3 採択基準等	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が5戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県 2/3 市 1/3 地元 0	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が2戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県 20/30 町 7/30 地元 3/30

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
採択基準及び事業費負担区分に差異がある。

対 応 策
塩江町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。 なお、合併後において、高松市の制度の見直し等について検討するものとする。

調 整 案
塩江町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	水防対策	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	水防法に基づいて高松市水防計画を作成し、それに準じ、洪水、高潮等による水災を警戒・防御し、被害の軽減を図り、市民の生命、財産を保持する。	水防法に基づいて塩江町水防計画を作成し、洪水等による災害を警戒・防御し、被害を最小限に抑えるため、関係諸機関と連携し、水防に必要な体制を整えるとともに、活動方法を定め、適切な水防活動の実施を図る。
2 組織	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者 高松市長 ・本部長 助役 ・水防本部員 関係各部長、課長、係長 ・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 塩江町長 ・水防本部員 各所属の課(室)長 ・関係機関 警察署、町議会、消防団、自治会長
3 水防本部の活動	大雨、洪水、高潮等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。	大雨、洪水等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。
4 水防本部の設置時期	香川県知事より大雨、洪水、高潮、暴風の警報の通知があったとき、また大雨、洪水、高潮の注意報発令時においても明らかに被害が予想されるときに設置する。 大雨、洪水、高潮等に対する危険が解消し、かつ水防活動が完了する等した場合、本部長の判断により解散する。	香川県防災情報システム及び防災FAX等により、気象情報(注意報・警報)を収集し、水防管理者が必要と認めたと時から、危険が解消するまでの間、水防本部員を召集し、設置する。また、水防本部員の判断により、気象情報等を考慮し、所属課員を待機させ、水防活動体制を整える。
5 命令系統	水防計画書の水防本部の組織及び事務分掌に基づき、本部長以下関係各課が水防業務の総括処理にあたる。	総務企画課長は、課員を以って気象及び被害の情報収集して関係各課へ伝達し、関係各課長(水防本部員)は課員を以って事態に対処する。
6 避難勧告等の住民への周知方法	有線放送、CATV及び広報車等で周知している。	全戸を対象として、ケーブル電話サービス告知放送及びケーブルテレビで周知している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部の設置時期等が異なる。 ・避難勧告等の住民への周知方法が異なる。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。 なお、水防計画については、塩江町地域を含めた計画の見直し等を行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業																																							
分類	市・町営住宅																																							
	現		況																																					
項目	高松市		塩江町																																					
1 住宅の種類及び戸数	市営住宅	40団地 4,159戸	町営住宅	3団地 57戸																																				
	一般住宅	3,581戸	一般住宅	15戸																																				
	改良住宅	572戸	改良住宅	-																																				
	LSA住宅	2戸	LSA住宅	-																																				
	特公賃住宅	-	特公賃住宅	42戸																																				
	応急簡易住宅	4戸																																						
2 申込み資格	住所要件なし。		住所要件あり(町内居住者)。																																					
3 住宅使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>3,581</td> <td colspan="2">所得金額により異なる</td> </tr> <tr> <td>改良住宅</td> <td>572</td> <td>4,500</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>LSA住宅</td> <td>2</td> <td>47,000</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td>応急簡易住宅</td> <td>4</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>公営住宅法等により定められている。</p> <p>家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数</p> <p>市町村立地係数 1.1 利便性係数 0.70 ~ 0.84</p>		種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	3,581	所得金額により異なる		改良住宅	572	4,500	1,900	LSA住宅	2	47,000	44,000	応急簡易住宅	4	1,000	1,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>15</td> <td colspan="2">所得金額により異なる</td> </tr> <tr> <td>特公賃住宅</td> <td>42</td> <td>42,000</td> <td>38,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>公営住宅法等により定められている。</p> <p>家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数</p> <p>市町村立地係数 0.7 利便性係数 0.9</p>		種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	15	所得金額により異なる		特公賃住宅	42	42,000	38,000
種類	戸数	使用料(円/月)																																						
		最高	最低																																					
一般住宅	3,581	所得金額により異なる																																						
改良住宅	572	4,500	1,900																																					
LSA住宅	2	47,000	44,000																																					
応急簡易住宅	4	1,000	1,000																																					
種類	戸数	使用料(円/月)																																						
		最高	最低																																					
一般住宅	15	所得金額により異なる																																						
特公賃住宅	42	42,000	38,000																																					

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の種類及び申込み資格に差異がある。 ・高松市の制度に統一する場合、家賃算定用係数に係る、塩江町営住宅の利便性係数を変更する必要がある。 ・駐車場使用料が異なる。 ・塩江町では、車庫証明用書類の発行手数料及び督促手数料を徴収していない。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとする。 ・申込み資格については、高松市の制度に統一する。 ・塩江町の住宅使用料については、塩江町の利便性係数を変更し、現家賃との差が生じないように調整するものとする。

調整案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との差が生じないように調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業				部会名	土木																			
分類	市・町営住宅																								
項目	現 高 松 市		況 塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題																				
4 駐車場使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">区画数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>520</td> <td>6,000</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例施行規則で団地ごとに定めている。</p>		種類	区画数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	520	6,000	2,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区画数</th> <th>使用料(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>18</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>特公賃住宅</td> <td>87</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例で定めている。</p>		種類	区画数	使用料(円/月)	一般住宅	18	1,000	特公賃住宅	87	1,000		
種類	区画数	使用料(円/月)																							
		最高	最低																						
一般住宅	520	6,000	2,000																						
種類	区画数	使用料(円/月)																							
一般住宅	18	1,000																							
特公賃住宅	87	1,000																							
5 車庫証明用書類の発行手数料	350円		無料																						
6 督促手数料	100円		徴収規定なし。																						
					対 応 策																				
					調 整 案																				

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	特定優良賃貸住宅制度	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	<p>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、民間の土地所有者や住宅供給公社等による賃貸住宅の供給に対して、建設費補助その他の助成制度を創設し、中堅所得者世帯向けの良質な賃貸住宅の供給を促進することで、民間賃貸住宅ストックの質的向上を図り、もって市民の住生活の安定と良好な地域形成に資することを目的とする。</p>	該当なし。
2 認定基準	<p>主な要件 1団地の住宅戸数が10戸以上であること。 住戸面積は1団地平均で65㎡以上など、市長が定める建設基準に適合すること。 入居者の資格が、同居親族のいる中堅所得者であること。</p>	
3 補助の内容	<p>共同施設等の整備に要する費用の2/3 家賃と入居者負担額との差額</p>	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
塩江町では、特定優良賃貸住宅制度がない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

協議第44～51号資料

「その他の事業（継続協議分）について」に関する資料

（協議第44号）過疎地域の指定及び計画について	42
（協議第45号）情報公開制度について	43
（協議第46号）外部監査制度について	44
（協議第47号）ケーブルテレビ事業について	45～46
（協議第48号）水問題対策について	47～48
（協議第49号）塩江町老人福祉センターについて	49
（協議第50号）各種スポーツイベント事業について	50
（協議第51号）農業経営者協会について	51

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(過疎地域の指定及び計画)	
分類	過疎地域の指定及び計画	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 指定	該当なし。	平成12年度に施行された、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域の指定を受けている。
2 計画		<p>(名称) 塩江町過疎地域自立促進計画</p> <p>(期間) ・前期 平成12年度～平成16年度 ・後期 平成17年度～平成21年度</p> <p>(概要) 1 産業の振興 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 3 生活環境の整備 4 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進 5 医療の確保 6 教育の振興 7 地域文化の振興等 8 集落の整備</p>
<p>【参考】 過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項(市町村の合併があった場合の特例)の概要 過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。</p>		

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
塩江町は、過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」に指定されている。

対 応 策
過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定(市町村の合併があった場合の特例)に基づき、塩江町過疎地域自立促進計画を引き継ぐものとする。

調 整 案
過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定(市町村の合併があった場合の特例)に基づき、塩江町過疎地域自立促進計画を引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(情報公開制度)	
分類	情報公開制度	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 制度の概要	<p>(根拠) 高松市情報公開条例</p> <p>(公開対象) 実施機関(市長、水道事業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>(公開請求者) 何人も請求できる。</p>	<p>(根拠) 塩江町情報公開条例</p> <p>(公開対象) 実施機関(町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員会及び議会)の職員が、職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、電磁的記録及びフィルムで、決裁又は閲覧の手続きが終了し、実施機関において管理しているもの。なお、電磁的記録については、実施機関が現に保有するプログラム又は手段によって紙媒体に印刷できるもの。</p> <p>(公開請求者) 町内に住所を有する者、町内に事務所等を有する個人・法人、町内の事務所等に勤務する者、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者。</p>
2 公開方法	<p>(公開場所) 市役所本庁 情報公開コーナーにおいて公開</p> <p>(写しの交付に要する費用) A3 10円/枚 A3超 市長が定める額 A3 カラー 100円/枚</p>	<p>(公開場所) 役場本庁舎 総務企画課において公開</p> <p>(写しの交付に要する費用) A3 20円/枚 A2 200円/枚</p>
3 審査会	<p>(名称) 高松市情報公開審査会</p> <p>(委員数) 5名以内</p> <p>(任期) 2年</p>	<p>(名称) 塩江町情報公開審査会</p> <p>(委員数) 5名以内</p> <p>(任期) 4年</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・公開対象、公開請求者及び写しの交付に要する費用に差異がある。</p> <p>・審査会委員の任期が異なる。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(外部監査制度)	
分類	外部監査制度	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 概要	<p>(目的) 監査機能の独立性、専門性をより一層充実させるため、契約した外部の専門的知識を有する包括外部監査人により、特定のテーマを選定し、実施する。</p> <p>1 包括外部監査契約に基づく監査 (都道府県、政令指定都市、中核市は義務付けられている。) ・外部監査人 1名 ・補助者 若干名</p> <p>2 個別外部監査契約に基づく監査 市長、議会からの監査請求や住民監査請求に係る個別外部監査契約に基づき実施する。</p>	該当なし。
2 実施状況	包括外部監査は、地方自治法の規定に基づき、平成11年度より毎年実施している。 個別外部監査は、実績なし。	

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
塩江町では、外部監査を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(ケーブルテレビ事業)	
分類	ケーブルテレビ事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 名称	市政情報専用チャンネル「いきいき高松」 (高松ケーブルテレビ 5チャンネル)	塩江町ケーブルテレビ「ぴかchanネル」
2 運営形態	株式会社ケーブルメディア四国の施設を利用し、運営している。 (株)ケーブルメディア四国 ・第3セクター(市出資額5,000万円) ・高松市番町一丁目6番8号 ・視聴可能エリアの拡張に伴う施設整備等に対して、国の新世代地域ケーブルテレビ整備事業を活用し、平成11年度以降、市から補助金を交付している。	塩江町が直営で運営している。
3 提供情報等	(提供情報) ・生活、文化、福祉、教育の向上及び産業の振興に必要な情報 ・災害その他緊急情報 ・テレビジョン放送の再送信 (放送内容) ・映像番組 ・ホットラインたかまつ、すまいるネット、市役所Q & A、情報ひろば、見てみMy高松、図書館おすすめBOOKS、高松トピックス&ニュース、快適ライフ/文化の泉、高松訪ね歩き～市民リポーターが行く～、市広報番組再放送、市民ビデオ、市民フォトギャラリー、視聴覚ライブラリー、市民招待席 等 ・文字放送 休日当番医、ボランティア情報、相談いろいろ、イベント情報、市からのお知らせ(手続き、制度概要、啓発情報など)	(提供情報) ・生活、文化、福祉、教育の向上及び産業の振興に必要な情報 ・災害その他緊急情報 ・テレビジョン放送の再送信 ・ケーブル電話サービス (放送内容) ・1チャンネル:文字放送(町からのお知らせ 等) ・2チャンネル:映像番組 ・3チャンネル:南部広域クリーンセンター稼動状況

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・運営形態に差異がある。 ・高松市では、ケーブル電話サービスを実施していない。 ・使用料に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐものとする。 ・運営形態については、当分の間、高松市が直営で運営するものとする。 ・塩江町地域におけるケーブル電話サービスについては、現行のとおり実施する。 ・塩江町地域における使用料については、当分の間、現行のとおりとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(ケーブルテレビ事業)	
分類	ケーブルテレビ事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
4 使用料	840円/月(テレビ1~12ch) BS、CS、インターネットは、別途必要	500円/月(テレビ1~12ch、ケーブル電話サービス、告知放送) BS、CS、インターネットは、別途必要

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(水問題対策)	
分類	水問題対策	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 水循環健全化計画	<p>(目的) 水の世紀とも言われる21世紀において、高松市として、湯水への抵抗力を強めながら、水を大切にす循環型都市の創造を目指し、安定的で持続的な水利用を可能とする健全な水循環を確保する視点に立った総合的な取組みを進めることを目的としている。</p> <p>(策定) 平成15年3月</p> <p>(計画期間) 平成15年度～平成22年度</p> <p>(基本方針) ・水の有効利用と水資源の確保 ・自然な水循環の回復 ・緑地・水辺の再生 ・水質汚濁の防止 ・都市の安全と安心の確保 ・パートナーシップに基づいたまちづくり</p>	該当なし。
2 大規模建築物の節水・循環型水利用	<p>「節水・循環型水利用の推進に関する要綱」に基づき、延床面積2,000㎡以上の建築物の建築に際し「節水・循環型水利用計画書(雨水・下水再生水などの雑用水利用、節水型機器の使用、雨水の地下浸透の導入)」の提出を義務付けている。</p>	該当なし。

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・塩江町では、水循環健全化計画を策定していない。</p> <p>・塩江町では、大規模建築物の節水・循環型水利用及び排水再利用促進助成制度を実施していない。</p>

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(水問題対策)		部 会 名	企 画 財 政
分 類	水問題対策			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
3 排水再利用促進助成制度	<p>(対象者) 市内の自己の管理する建築物からの排水を再生処理するための施設を整備する個人及び事業所</p> <p>(助成額) 標準施設費か実費の少ない額の10分の1</p> <p>(標準施設費) ・下水道普及地域 2,300万円～3,070万円 ・下水道未普及地域 720万円～1,260万円 〔1日当たりの処理能力に応じて標準施設費を7ランクに分けている。〕</p>	該当なし。		
				対 応 策
				調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(塩江町老人福祉センター)	
分類	塩江町老人福祉センター	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 施設概要等	<p>該当なし。</p> <p>参考</p> <p>(1) 「高松市ふれあい福祉センター勝賀」の主な施設 ・老人福祉センター 浴室、機能回復訓練室、健康相談室・生活相談室、図書コーナー、教養娯楽室、事務室等</p> <p>・その他 児童スペース、ゲートボール場、テニスコート、芝生広場 等</p> <p>(2) 管理運営形態 財団法人高松市福祉事業団へ委託</p> <p>(3) 浴室使 (区分) 市内高齢者 300 円 子ども 200 円 その他 390 円</p>	<p>(1) 名称 塩江町老人福祉センター(通称:奥の湯温泉)</p> <p>(2) 施設 浴室、休憩室、宿泊室、食堂、売店、事務室</p> <p>(3) 管理運営形態 塩江町が直営で運営している。</p> <p>(4) 職員配置 事務4人(うち町職員1人)、調理場等18人(うち常勤的臨時職員4人)</p> <p>(5) 使用料 ・浴室 (区分) 町内高齢者 100 円 町外高齢者 300 円 子ども 200 円 その他 450 円</p> <p>・その他 休憩、宿泊等について、部屋別の使用料を設定 (例) 和室10畳休憩 4時間 3,670円 10畳浴室付宿泊 1人 5,250円</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
塩江町老人福祉センターは、温泉施設であり、高松市の同種の老人福祉センターである「ふれあい福祉センター勝賀」と比べて、設備、管理運営形態、浴室使用料等に差異がある。

対 応 策
<p>・塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとする。</p> <p>・管理運営形態については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、施設の円滑な運営に支障が生じないよう、管理運営等について、合併時まで調整する。</p> <p>・浴室使用料の区分については、町内、町外を市内、市外とし、使用料については現行のとおりとする。</p>

調 整 案
塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとし、管理運営形態については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(各種スポーツイベント事業)	
分類	各種スポーツイベント事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 主催、共催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高校選抜ソフトテニス大会 ・健脚大会(高松～琴平) ・健脚大会(高松～塩江) ・仏生山スポーツフェスタ ・都市対抗源平駅伝競走大会 ・市民遠泳大会 ・地区対抗ドッジボール大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・内場池親睦野球大会 ・塩江町健脚大会 ・健脚大会(高松～塩江) ・町内ソフトバレーボール大会 ・塩江温泉アドベンチャーマラソン全国大会
2 後援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民早朝野球大会 ・水戸、高松親善都市交歓野球大会 ・彦根、高松姉妹城都市交歓少年野球大会 ・高松、松江市都市間交流事業バレーボール大会 ・矢島町、高松市スポーツ少年団交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・東四国オープンゲートボール大会 対象：徳島、香川両県 ・都市対抗源平駅伝競走大会
3 その他 (補助金支出のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・サンドヒル高松グラウンドゴルフ大会 ・西日本中央連携軸スポーツ大会 (家庭婦人バレーボール・ジュニアサッカー) ・市民ハイキング 	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・両市町で類似のイベントがある。 ・塩江町のスポーツイベントについては、参加対象や実施場所が塩江町地域に限られるものがある。

対 応 策
<p>類似イベントについては、統合する。 ただし、東四国オープンゲートボール大会については、現行のとおり継続するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、東四国オープンゲートボール大会については、現行のとおり継続するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(農業経営者協会)	
分類	農業経営者協会	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 農業経営者協会	該当なし。	<p>(名称) 塩江町農業経営者協会</p> <p>(目的及び経緯) 香川県農業会議の呼びかけにより、塩江町農業委員会が事務局となり、農業者の社会的、経済的地位の向上を目指し、自らが自主的活動により過疎地域の活性化を図ることを目的に設立され、運営及び活動に対し補助金を支出している。</p> <p>(事業) ・研修会、講演会、情報交換、経営記帳等の推進 ・農業関係機関による経営指導の推進 ・その他</p> <p>(構成) 26人</p> <p>(補助金額) 121千円(平成16年度予算)</p>

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・高松市では、農業経営者協会がない。 ・塩江町では、農業経営者協会へ町単独事業として補助している。</p>

対 応 策
<p>塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとし、その後の対応については、改めて検討するものとする。</p>

調 整 案
<p>塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。</p>

協議第54～56号資料

「その他の事業（新規提案分）について」に関する資料

（協議第54号）契 約 制 度 に つ い て	53 ~ 54
（協議第55号）集 会 所 等 設 置 補 助 事 業 に つ い て	55
（協議第56号）青 少 年 健 全 育 成 事 業 に つ い て	56

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-24 その他の事業(契約制度)											
分類	物品等に係る入札・契約制度											
	現		況									
項目	高松市		塩江町									
1 入札参加資格 受付関係	(1) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区 分</td> <td>市内業者</td> <td>市外業者</td> </tr> <tr> <td>物品(印刷含む)</td> <td>849</td> <td>291</td> </tr> <tr> <td>委託業務</td> <td>355</td> <td>268</td> </tr> </table> (2) H15.6.1~H17.5.31(2年間) (3) H17.1月頃受け付け 6月から有効 (4) 4月受付...6月から有効 7月受付...9月から有効 10月受付...12月から有効 中間年時点で追加受付(監理課と同時期実施) 1月末~2月初旬受付し、6月から有効		区 分	市内業者	市外業者	物品(印刷含む)	849	291	委託業務	355	268	該当なし。
区 分	市内業者	市外業者										
物品(印刷含む)	849	291										
委託業務	355	268										
(1)業者数												
(2)有効期間												
(3)新規受付事務												
(4)追加受付事務												
2 発注方法等	・契約担当課 管財課(各課で直接購入できる物品及び委託業務を除く) ・入札方法 指名競争入札 (物品80万円超~、印刷130万円超~) 133件 随意契約(上記以外) 3628件		・契約担当課 各課発注 ・入札方法 指名競争入札 27件 随意契約(上記以外) 62件									
3 入札・契約制度	(1) 予定価格の公表 行っていない。 (2) 議会の議決案件 (予定価格3,000万円以上) 3案件(H15年度)		(1) 予定価格の公表 行っていない。 (2) 議会の議決財産の取得案件 (予定価格700万円以上) 1案件(H15年度)									
4 審査委員会	高松市特殊物品購入審査委員会 1品200万円を超える備品,その他市長が特に必要と認める物品の購入方法等について、審査する。		該当なし。									

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・塩江町では、物品の入札参加資格受付の制度がない。 ・発注方法、入札・契約制度等に差異がある。 ・塩江町では、物品に係る審査委員会がない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(契約制度)																										
分類	建設工事等に係る入札・契約制度																										
		現	況																								
項目	高	松	市																								
項目	高	松	市																								
1 入札参加資格受付	(1) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市内業者</th> <th>市外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>648</td> <td>966</td> </tr> <tr> <td>建設関連委託業務</td> <td>123</td> <td>418</td> </tr> <tr> <td>製造の請負・物件の供給</td> <td>26</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	市内業者	市外業者	建設工事	648	966	建設関連委託業務	123	418	製造の請負・物件の供給	26	87	(1) ()は塩江町のみ名簿登載者 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>町内業者</th> <th>町外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>13(6)</td> <td>650(29)</td> </tr> <tr> <td>建設関連委託業務</td> <td>1(0)</td> <td>247(29)</td> </tr> <tr> <td>製造の請負・物件の供給</td> <td>0</td> <td>128(0)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	町内業者	町外業者	建設工事	13(6)	650(29)	建設関連委託業務	1(0)	247(29)	製造の請負・物件の供給	0	128(0)
区 分	市内業者	市外業者																									
建設工事	648	966																									
建設関連委託業務	123	418																									
製造の請負・物件の供給	26	87																									
区 分	町内業者	町外業者																									
建設工事	13(6)	650(29)																									
建設関連委託業務	1(0)	247(29)																									
製造の請負・物件の供給	0	128(0)																									
(1)業者数																											
(2)有効期間	(2) H15.6.1～H17.5.31(2年間)		(2) H15.4.1～H17.3.31(2年間)																								
(3)追加受付事務	(3) 中間年時点で追加受付 (1月末～2月初旬受付 6月から有効)		(3) 随時追加受付(受付当日から有効)																								
(4)資格審査付与と数値	(4) 経営事項審査点数+主観点数(ISO取得、工事成績等)		(4) 経営事項審査点数																								
2 発注方法等	(1) 土木部監理課(建設工事130万円超、建設関連委託50万円超、他は各課発注)		(1) 各課発注																								
(1)契約発注課																											
(2)入札方法、件数 (15年度)	(2) ・一般競争入札(3億円以上) 3件 ・公募型指名競争入札(工事130万円超～3億円未満、委託50万円超) 517件 ・指名競争入札(工事130万円超～3億円未満、委託50万円超) 実績なし ・随意契約(130万円超) 22件		(2) ・一般競争入札(10億円超) 実績なし ・公募型指名競争入札 実績なし ・指名競争入札(工事130万円超～10億円以下、委託50万円超) 79件 ・随意契約(130万円超) 22件																								
(3)審査委員会	(3) 設計金額3,000万円超の工事案件は、助役、各部長等で構成する、工事請負等審査委員会に諮り、発注を行っている。		(3) 全ての工事案件について、助役・各事業課長で構成する、指名審査委員会に諮り、発注を行っている。																								
3 格付け等入札・契約制度	(1) 土木一式、建築一式、水道施設、電気・管のみ設定 (2) 名簿登載2年経過後指名対象(130万円を超える工事) (3) すべて事前公表 (4) 工事にすべて設定・事前公表 (5) 制度あり(事前公表)だが、(3)で対応 (6) 議会の議決案件 3案件 (6) 予定価格1億5,000万円以上		(1) すべての工事に設定。(適用なし) (2) 特になし (3) 公表していない(事前・事後とも) (4) 建築工事のみに設定・公表なし (5) 制度あり、建築工事以外(公表なし) (6) 5,000万円以上の案件 5案件																								
(1)格付け・指名基準額の設定																											
(2)新規名簿登載者の取扱い																											
(3)予定価格の公表																											
(4)最低制限価格																											
(5)低入札価格調査制度																											
(6)議会の議決案件																											
4 入札監視委員会	平成15年度に設置している。(学識経験等を有する5名)		該当なし。																								
5 工事監督、検査、工事成績の採点	(1) 複数監督員制 (2) 専任検査員による検査 (3) 市の評定要領に基づき採点		(1) 監督員1人制 (2) 工事担当課または他課の職員による検査 (3) 採点はしていない。																								
(1)工事監督																											
(2)検査																											
(3)工事成績の採点																											

部 会 名	土 木
-------	-----

問題点・課題
・入札参加資格受付、発注方法等、格付け等入札・契約制度及び工事監督、検査、工事成績の採点に差異がある。 ・塩江町では、入札監視委員会がない。

対応策
高松市の制度に統一する。 合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、塩江町のみ名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(集会所等設置補助事業)	
分類	集会所等設置補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 根拠	高松市自治会集会所新築等補助規程	地域集会場の設置及び管理に関する規則
2 内容	地域住民の活動拠点である自治会集会所の新築、増築、改修に対し助成を行い、自治会活動を一層促進する。	住民の要望により、町の各種振興計画に計上し、国又は県の補助事業の対象となるものに対し、町が設置する。 (建設事業については、町が施工する。)
3 補助率等	〔新築(改築・購入)〕 (限度額) 1,800万円 (補助率) 50%以内 〔増築〕 (限度額) 200万円 (補助率) 50%以内 〔改修(改造・修繕)〕 (限度額) 200万円 (補助率) 50%以内	国又は県 } 事業費の75% 町 } (補助事業により、補助率が異なる。) 地元負担 事業費の25%
4 維持管理	(管理) 関係自治会等による。 1自治会当たり年額6,000円を補助している。 (維持修繕費) 関係自治会等による。	(管理) 完成後直ちに関係地域にその全ての管理を委託する。 ただし、その地域のみが使用する集会場以外で、広く町民の利用を目的とするものについては、町が直接管理する。 (維持修繕費) 大規模な維持修繕費(必要経費20万円以上)を要する場合には、必要経費の50%以内で、町が負担する。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、国・県等の補助制度のうち、自治会が実施主体となるものについては、今後とも、その活用を促すものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(青少年健全育成事業)		部 会 名	教 育
分 類	青少年健全育成事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 実施主体	高松市が運営 不登校対策事業については、教育文化研究所 他の事業については、少年育成センター	香川南地区少年育成協議会が設置している、 香川南地区少年育成センターにおいて運営 (塩江町・香川町・香南町で構成)		・実施主体に差異がある。 ・高松市の制度に統一した場合、香川南地区少年育成センターの不登校対策(適応指導教室事業)については、通級の距離が遠くなる。
2 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視補導業務 問題行動や非行防止のための巡視補導を行う。 ・相談業務 青少年の多様な悩みに相談対応する。 ・地区住民会議サポート 地域住民の健全育成活動を支援する。 ・不登校対策 高松市塩上町に適応指導教室「虹の部屋」を設置し、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対策を展開 ・その他 環境浄化活動・広報啓発活動・研修等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視補導業務 高松市と同じ。 ・相談業務 高松市と同じ。 ・地区住民会議サポート 高松市と同じ。 ・不登校対策 香川町に適応指導教室を設置し、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対策を展開 ・その他 高松市と同じ。 		対 応 策
				<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 塩江町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合には、改めて協議する。</p>
				調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、塩江町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。</p>